

公表監第6号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査（土木局）並びに同条第7項の規定による財政援助団体監査（学校法人 関西学院）、出資団体監査（公益財団法人 西宮スポーツセンター）及び指定管理者監査（一般社団法人 山東自然の家）を実施したので、同条第9項の規定に従い、別紙のとおり公表します。

令和元年11月22日

西宮市監査委員	亀井健
同	鈴木雅一
同	大原智
同	菅野雅一

目 次

財政援助団体監査結果報告 学校法人 関西学院

第1	監 査 の 対 象	14 - 2
第2	監査の期間及び方法	14 - 2
第3	監 査 の 結 果	14 - 2
1	関西学院こどもセンターの概要	14 - 2
2	補助金の概要	14 - 3
3	補助事業の状況	14 - 5
4	事務処理等の状況	14 - 6
5	む す び	14 - 7

凡 例

- 1 各表中の符号は、次のとおりです。
「0」「0.0」は、0または単位未満のもの。
「△」は、減少・低下。
「-」は、算出不能・不要。
- 2 文中及び表中に用いている比率は、原則として小数点以下第2位を四捨五入しています。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合があります。
- 3 文中及び表中に用いている数値で、千円単位又は万円単位で表示しているものは、単位未満を切捨てています。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合があります。
- 4 原則として、「第3 監査の結果」以降の文中及び表中の元号表記のうち、「平成」は省略しています。

報告監第14号
令和元年11月21日

西宮市監査委員	亀井健
同	鈴木雅一
同	大原智
同	菅野雅一

財政援助団体監査結果報告
(学校法人 関西学院)

地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体監査を行った結果は次のとおりです
ので、同条第9項の規定に従い報告します。

財政援助団体監査結果報告書

第1 監査の対象

学校法人関西学院（以下「法人」という。）が、西宮市地域子育て支援センター事業補助金交付要綱（以下「センター事業補助金交付要綱」という。）及び西宮市利用者支援事業補助金交付要綱（以下「利用者支援事業補助金交付要綱」という。）に基づいて交付を受けた次の補助金に係る出納その他の事務のうち、主として平成30年4月1日から31年3月31日までの期間に執行された事務を対象に監査を実施しました。

なお、報告書の作成にあたっては、事務の執行状況について、法人及び所管部局提出の直近の数値を用いるよう努めました。

西宮市地域子育て支援センター事業補助金	4,840,000円
西宮市利用者支援事業補助金	7,784,000円

第2 監査の期間及び方法

令和元年8月19日から事務局監査に入り、同年10月21日には法人及び西宮市こども支援局関係職員の出席を求め、監査委員による質問会を実施し、その後、結果報告の審議を行いました。

第3 監査の結果

次のとおりです。

1 関西学院子どもセンターの概要

(1) 設立の経過

法人は、22年3月に関西学院大学及び聖和短期大学（以下「両大学」という。）に属する関西学院子どもセンター（以下「子どもセンター」という。）を関西学院西宮聖和キャンパスに設置しました。子どもセンターは、現代社会における喫緊の課題である子どもとその保護者へのケア及びそれらを取り巻く環境の整備を総合的に行い、広く社会に貢献するとともに、乳幼児保育・教育に関する両大学の教育活動に寄与することを目的として設立されました。子どもセンターでは、22年4月から地域の子ども・子育て支援事業（通称

「さぼさぼ」)を開始し、地域子育て支援拠点事業と利用者支援事業を実施しています。
令和元年10月1日現在で市内に21か所ある子育てひろばの一つです。

(2) 組織の概要

子どもセンターの運営委員会は両大学の複数学部の教員により構成されており、事業ごとの部会に分かれて教員の専門領域を活かした事業運営がなされています。地域の子ども・子育て支援事業については、31年3月13日現在の事業部会の運営委員は4人、専従スタッフは4人となっています。

(3) 地域の子ども・子育て支援事業の内容

地域子育て支援拠点事業では、地域の子ども・子育て家庭の交流の場となり子育て相談や情報の提供を行うとともに、子育て支援に関わる活動団体をサポートするための交流の場や活動の機会を提供しています。

また、利用者支援事業では、利用者支援専門員が「子育てコンシェルジュ」として、利用者にとって身近な場所で必要なサービスに繋がるようコーディネートをすること、行政や地域の様々な人と繋がり子育て中の保護者等を支えるまちづくりを考えていくことを担っています。

2 補助金の概要

(1) 西宮市地域子育て支援センター事業補助金（以下「センター事業補助金」という。）

ア 補助の目的

家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援することを目的としています。

イ 補助の対象

補助の対象は、事業の運営にかかる経費で、人件費、報償費、消耗品費、備品購入費、事務費、広告宣伝費、印刷製本費、光熱水費、土地又は建物の賃借料、利用者及び従事者の保険料など市長が必要と認めた経費に対して補助金を交付しています。

ウ 補助金の算定

補助金の算定額は、センター事業補助金交付要綱第9条で補助対象経費から寄付金その他収入額を控除した額と補助基準額を比較して少ない方の額（千円未満切捨て）とし

ています。

補助基準額は一般型事業とセンター型事業で異なります。一般型事業は子育て支援のための総合的なサービスの提供を行います。センター型事業は、一般型事業に加えて、地域全体で子育て支援環境の向上を図るため、関係機関や子育て支援活動を行っている団体等と連携して、地域支援活動や市全体における事業の質の向上に寄与する取組み等を実施します。

補助基準額は次のとおりです。

(単位：円)

	1週当たりの開設日数	補助基準額
一般型事業	3～4日間	3,785,000
	5日間以上	4,640,000
	加算事業	200,000
センター型事業	5日間以上	7,842,000

※ただし、センター型事業を実施する施設が西宮市利用者支援事業を併せて実施し、市から別に補助金が交付される場合、西宮市地域子育て支援センター事業においては、一般型事業の補助金額を適用します。

補助金の交付時期については、上半期と下半期に2等分して11月末と翌年度5月末に交付しています。

(2) 西宮市利用者支援事業補助金（以下「利用者支援事業補助金」という。）

ア 補助の目的

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的としています。

イ 補助の対象

補助の対象は、事業の運営にかかる運営費と開設準備費で、開設準備費は初年度に限り補助の対象としています。補助の対象となる運営費は、報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、通信費、備品購入費など市長が事業の運営に必要と認めた経費としています。

ウ 補助金の算定

補助金の算定額は、利用者支援事業補助金交付要綱第6条で補助対象経費から寄付金

その他収入額を控除した額と補助基準額を比較して少ない方の額（千円未満切捨て）と
しています。

補助基準額は、次のとおりです。

(単位：円)

	補助基準額
運営費補助	7,113,000
休日加算	671,000
開設準備経費	4,000,000

補助金の交付時期については、上半期と下半期に2等分して11月末と翌年度5月末に
交付しています。

3 補助事業の状況

子どもセンターに対する30年度補助金の算定は、次のとおりです。

(単位：円)

	センター事業補助金	利用者支援事業補助金
補助対象経費	5,888,519	8,318,270
補助算定基準額	4,840,000	7,784,000
補助金交付決定額	4,840,000	7,784,000
補助金確定額	4,840,000	7,784,000
補助金返還額	0	0

センター事業補助金について、子どもセンターはセンター型事業に利用者支援事業を併せ
て実施しているため、一般型事業の補助金額が適用されます。

最近5か年の補助金額の状況は、次のとおりです。

(単位：円)

	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
センター事業補助金	7,214,000	7,453,000	4,762,000	4,840,000	4,840,000
利用者支援事業補助金	—	3,366,000	7,717,000	7,784,000	7,784,000
合計	7,214,000	10,819,000	12,479,000	12,624,000	12,624,000

子どもセンターは27年10月から利用者支援事業を開始し、27年度より利用者支援事業補助金の交付を受けています。

子どもセンターの補助事業の推移は次のとおりです。

(単位:人・件)

		28年度	29年度	30年度
西宮市地域子育て支援センター事業利用者数	子ども	8,429	8,032	7,109
	保護者	7,454	6,979	6,393
合 計		15,883	15,011	13,502
西宮市利用者支援事業 利用件数	相談件数	189	138	128
	コーディネート件数	190	136	135
合 計		379	274	263

子どもセンターの開設以来、利用者数は継続的に増加していましたが、28年度からは微減傾向にあります。

4 事務処理等の状況

補助金交付申請書など関係書類を調査したところ、法人においてはセンター事業補助金及び利用者支援事業補助金の補助対象経費を明確に区分するなど、適切に処理していましたが、次のような状況が見られました。市においては、実績報告書等の審査を適切に行い、補助効果を十分に検証するなど、適正な事務処理に努めてください。

- ① 市から法人に対する補助金確定通知書の送付が遅れたことにより、下半期分の補助金請求書がセンター事業補助金交付要綱及び利用者支援事業補助金交付要綱に定める期限までに提出されていませんでした。要綱と実態に齟齬が生じないように処理方法を検討してください。(センター事業補助金、利用者支援事業補助金)
- ② 実績報告書に添付の実施事業内容報告書において、開催日の記載誤りや、実施内容・回数・対象者数等の記載漏れが見られました。(センター事業補助金)
- ③ 専任職員の要件として、研修の修了や実務経験年数を利用者支援事業補助金交付要綱で定めていますが、市は補助金の交付決定にあたり要件を満たしているか確認していませんでした。(利用者支援事業補助金)
- ④ 補助金の交付決定及び額の確定が、西宮市処務規則で定める専決区分で処理されてい

ませんでした。(利用者支援事業補助金)

5 む す び

今回の財政援助団体監査においては、補助金に関する規定、補助金申請関係書類、収入支出関係書類の確認など財務事務を中心に監査を実施したところ、補助目的に沿っておおむね適正に処理されていました。

近年子育てひろばの認知が進み、若い子どもと一緒に出掛けられる場があるということが周知されてきましたが、子育てがしやすい環境に向けては多くの課題があります。

子どもセンターは、今後とも、利用者数といった量的な要素のみでなく、利用者へのサービスの質的保証の実現に努めてください。また、子育てひろばを利用できずにいる親子や、子育てひろばを利用しているにもかかわらず孤立感や疎外感を感じている親子にも目を向け、日常の支援に繋げていくよう努めてください。